

(社)精密工学会画像応用技術専門委員会会則

第1条(名称)

本会は、(社)精密工学会画像応用技術専門委員会(以下「本会」という)と称する。

第2条(所在地)

本会の事務局を東京都調布市小島町1-11-6 エンケ102
(株)キャンパスクリエイト内におく。

第3条(目的)

本会は、画像処理技術の向上を計り、各種分野における自動検査、自動監視、画像理解、物体認識などの実用化へ寄与する為に基礎技術の確立と具体的な解析法の確立、画像情報の抽出プロセスから処理プロセスに至る手法の確立、更に応用、実用化に向け、調査研究、情報交流を行い、工業界の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、その目的を達成する為につきの事業を行う。

- (1) 総会(年1回)
- (2) 研究会、講演会、講習会、見学会の開催
- (3) 研究会資料とその他刊行物の発行
- (4) 内外の関連諸団体との連絡及び提携
- (5) 関連分野の技術調査、技術懇談、産官学共同研究の促進
- (6) その他本会の目的を達成する為の必要事項

第5条(会員)

本会の会員は下記の4種類とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同し、本会の対象とする領域の技術者または研究者。
- (2) 法人会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人。
- (3) 学生会員：学生であり本会の対象とする領域または関連する領域の課程を修めている者。
- (4) 特別会員：上記にかかわらず、特に本会が委嘱する会員。

第6条(会の役員及び運営)

- (1) 本会に下記の役員を置く。
 - イ) 委員長 1名 会を代表し会務を総括する。
 - ロ) 副委員長 若干名 委員長を補佐し、必要あるときは委員長の業務を代行する。
 - ハ) 運営委員 若干名 会の事業の企画・実行などの会務を処理する。二) 会計監事 1名 会の会計を監査する。
- (2) 委員長および会計監事は総会において会員の互選によって選出するものとする。
- (3) 副委員長及び運営委員は、委員長により指名される。
- (4) 役員の任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。

第7条(総会)

- (1) 本会の最高決議機関として会員全員による総会を原則として年1回開催する。
- (2) 総会の決議は会員の過半数(委任状を含む)により行うものとし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。ただし、法人会員の議決権は個人会員とおなじく1票とする。

- (3) 総会の議長には委員長が当たるものとする。
- (4) 総会の付議事項は下記のとおりとする。
 - イ) 委員長および会計監事の選出
 - ロ) 会費額の決定または変更
 - ハ) 予算および決算(毎年)
 - ニ) 会則の変更
 - ホ) 会の解散
 - ヘ) その他会の運営に関する重要な事項
- (5) 上記付議事項のうち、会則の変更および会の解散には会員の3分の2以上(委任状を含む)の賛成を必要とする。

第8条(運営委員会)

運営委員会は役員により構成され、運営上必要な事項を決定する。

第9条(会計)

- (1) 本会の維持は会員の会費による。
- (2) 会費額は下記のとおりとする。
 - 個人会員： 年 額： 5,000円
 - 法人会員： 年 額： 60,000円
 - 学生会員： 無 料
- (3) 本会の会計年度は毎年2月1日より翌年1月31日を基準とする。
- (4) 必要ある時は臨時に分担金を徴収することができる。

第10条(設置期間)

本会の設置期間は平成22年1月末(2010年1月末)までとする。
ただし、必要があるときは総会議決により更に設置期間を延長することができる。

第11条(入会および退会)

本会に入会するには、入会申込書に会費1年分を添えて申し込むものとする。
退会するには書面をもってその旨申し出ることとし、その際の既納の会費は払い戻さない。
会費を未納し、書面により退会の申し出の無い場合は、運営委員会の審議により、除名とする事がある。

付記

- 1. この会則は昭和61年9月17日より施行する。
- 2. 初年度は、昭和61年9月17日より昭和62年3月31日までとする。
- 3. 平成 2年5月23日一部改正
- 4. 平成 4年5月29日一部改正
- 5. 平成 6年5月20日一部改正
- 6. 平成 8年5月24日一部改正
- 7. 平成10年5月29日一部改正
- 8. 平成12年5月19日一部改正
- 9. 平成14年5月24日一部改正
- 10. 平成15年5月16日一部改正
- 11. 平成16年5月21日一部改正
- 12. 平成18年5月19日一部改正
- 13. 平成20年5月16日一部改正